定　　款

明石市大久保町江井島1013番地の1

日　工　株　式　会　社

日 工 株 式 会 社 定 款

第１章　　総　　則

第１条（商　　号）

当会社は、日工株式会社と称する。

英語では、NIKKO CO., LTD. とする。

第２条（本店の所在地）

当会社は、本店を明石市に置く。

第３条（目　　的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　建設機械の製造・販売

２　建設用金属製品及び同製品の整備・管理装置類並びに樹脂製品の製造・販売

３　荷役運搬機械及び設備の製造・販売

４　電子・電気機器及び通信機器の製造及び販売・賃貸

５　土農工具・機具の製造・販売

６　排水処理装置･集塵装置等公害防止関連装置の製造･販売

７　一般・産業廃棄物処理装置、再生処理装置及び水・空気・土壌等の浄化処理装置の製造・販売

８　コンクリートパイル・コンクリート管等コンクリー

ト製品生産用工場設備の製造・販売
9　水門・除塵機・橋梁等水路構造物の製造・販売
10　管材及び鋼材の加工装置並びに保管装置の製造・販売
11　溶接機等金属加工機械及び研削機等金属工作機械の製造・販売
12　浸水防止設備、止水蓋等の防災及び安全に関する設備機器、用具、用品の製造・販売
13　金属製品の製造・販売
14　一般機械器具の製造・販売
15　精密機械器具の製造・販売
16　輸送用機械器具の製造・販売
17　土石製品の製造・販売
18　化学製品の製造・販売
19　建設工事の請負業務及び設計監理業務
20　前各号の事業に関するエンジニアリング業務及びメンテナンス業務
21　不動産及び機械機具の運営並びに賃貸
22　宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業務
23　損害保険代理業務及び生命保険の募集に関する業務
24　労働者派遣法に基づく労務の派遣業務
25　総合リース業
26　自動車運送事業及び自動車運送取扱事業並びに倉庫業

27　情報サービス業
28　市場調査及び情報の処理・提供・サービス業務
29　採用・給与計算等人事に関する事務及び経理事務の受託
30　インターネット附随サービス業
31　電気通信事業法に基づく電気通信事業
32　出版物の制作、印刷、販売及び広告宣伝に関する業務
33　建物の保守管理・清掃の業務
34　一般旅行業
35　各種商品卸売業
36　酒類小売業
37　スポーツ・文化・教育・医療・宿泊の各施設及び遊技場・展示場・飲食店の経営
38　警備の請負及び保障に関する業務
39　一般・産業廃棄物の処理及び再生処理並びに再生品の販売
40　環境計量証明事業に関する業務
41　水・空気・土壌等の浄化処理事業及び同事業に係るフランチャイズ方式による加盟店の募集
42　中古機械・器具・機材の仲介・売買
43　発電及び電気の供給に関する事業
44　前各号の事業に関する企画・監理及びコンサルティング業務

45　前各号に付帯する一切の業務

第４条（機　　関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１　取締役会

２　監査役

３　監査役会

４　会計監査人

第５条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第２章　　株　　式

第６条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、150,000千株とする。

第７条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第８条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第９条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１　会社法第189条第２項各号に掲げる権利

２　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

３　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

４　次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては

取扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当会社の株主の権利行使に際しての手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　　株 主 総 会

第13条（招集の時期及び場所）

当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

当会社の株主総会は、本店所在地若しくはその隣接地で招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

第15条（招集権者及び議長）

当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め

定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

第16条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行なう。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

第19条（取締役の数）

当会社の取締役は、９名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行なう。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

代表取締役は２名以内とする。

取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、取締役相談役各１名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

第23条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第24条（取締役の責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第25条（取締役会の招集）

取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定められたもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第５章　　監査役及び監査役会

第27条（監査役の数）

当会社の監査役は、５名以内とする。

第28条（監査役の選任）

監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

第29条（常勤の監査役）

監査役会は､その決議によって常勤の監査役を選定する。監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。

第30条（補欠監査役の予選の効力）

補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、２年後の定時株主総会開始の時までとする。

第31条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する

時までとする。

第32条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第33条（監査役の責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第34条（監査役会の招集）

監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定められたもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第６章　　計　　算

第36条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

第37条（期末配当及び基準日）

当会社は、毎年３月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行なう。

第38条（中間配当及び基準日）

当会社は、毎年９月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行なうことができる。

第39条（除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

剰余金の配当に対しては利息をつけない。

附則（電子提供措置等に関する経過措置）

定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開

示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。ただし、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

本附則は、施行日から６か月を経過した日又は施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和50年１月30日 商法改正に依る改正
昭和58年２月26日 商法改正に依る改正
昭和62年２月27日 改正
平成元年２月27日 改正
平成３年２月27日 改正
平成３年４月１日 改正（経過措置削除）
平成４年６月26日 改正
平成６年６月29日 改正
平成７年６月29日 改正
平成10年６月26日 改正
平成13年６月26日 改正

平成14年6月27日 改正
平成15年6月27日 改正
平成16年6月29日 改正
平成18年6月29日 会社法施行による改正
平成19年6月27日 改正
平成21年6月25日 改正
平成27年6月23日 会社法改正による改正
平成28年6月24日 改正
平成28年10月1日 改正（経過措置削除）
令和元年10月1日 改正
令和３年6月24日 改正
令和４年6月24日 会社法改正による改正